

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

令和8年7月 上山市

1 特定事業主行動計画（第2次）に基づく取組の実施状況（女性活躍推進法第19条第6項）

項 目	目 標 (令和5年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	取組内容
管理職の女性割合	13.6%	4.8%	9.5%	9.1%	10.0%	外部研修への派遣等による人材育成等
係長級の女性割合	35.0%	32.4%	32.1%	30.4%	29.0%	外部研修への派遣等による人材育成等
男性職員の育児休業取得率	13.0%	40.0%	40.0%	100.0%	—	該当職員への制度周知等

2 女性の職業選択に資する情報（女性活躍推進法第21条）

（1）職業生活における機会の提供に関する実績

ア 採用した職員に占める女性職員の割合等

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
採用した職員に占める女性職員の割合	53.3%	41.7%	46.7%
職員に占める女性職員の割合	37.5%	38.9%	40.1%
管理職に占める女性職員の割合	9.5%	9.1%	10.0%
係長級に占める女性職員の割合	32.1%	30.4%	29.0%

イ 職員の給与の男女の差異
別紙のとおり

（2）職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度
男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況	女性	取得率	100.0%	100.0%	100.0%
		半年以上1年未満	33.3%	100.0%	100.0%
		1年以上2年未満	66.7%	0.0%	0.0%
	男性	取得率	40.0%	40.0%	100.0%
		1週間未満	0%	0%	0%
		1週間以上2週間未満	16.7%	0%	0%
		2週間以上1月未満	50.0%	0%	83.3%
		1月以上2月未満	33.3%	100.0%	16.7%
男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況	配偶者出産休暇取得率		73.3%	80.0%	100.0%
	育児参加休暇取得率		40.0%	80.0%	50.0%
	合計 取得日数	5日未満	60.0%	0%	50.0%
		5日以上	40.0%	100.0%	50.0%
管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間			9.4時間 (月)	10.1時間 (月)	10.1時間 (月)

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 上山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.6%
全職員	72.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.0%
本庁課長補佐相当職	86.9%
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.8%
31～35年	97.0%
26～30年	88.0%
21～25年	94.0%
16～20年	87.7%
11～15年	96.5%
6～10年	97.5%
1～5年	81.1%

【説明欄】

- 女性の半数以上がパートタイム会計年度任用職員のため、男女の給与の差異に大きく影響している。
- 扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多いため、相対的に男性の給与額が高くなる傾向がある。(扶養手当：男性 82.7% / 住居手当：男性 62.5%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。